平成２２年（フ）第９２２号
神奈川県厚木市飯山3029番地10　グリーンコーポ102
債務者　松井みち子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９４１号
神奈川県厚木市愛名306番地１　グリーンハイツ愛名５―204
債務者　皆田　洋一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９４７号
神奈川県厚木市金田784番地１　リバーウエスト飛鳥101
債務者　立野　　実
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１０３号
大阪府阪南市尾崎町５丁目28番17号、前住所大阪府泉南郡岬町深日727番地の２
債務者　立花　孝司
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１０号
大阪府泉南市信達牧野941番地
債務者　外山　裕司
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
山口県宇部市厚南北４丁目３番12―３号、旧住所山口県宇部市大字際波2231番地５
債務者　入江　和代
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３５０２号
名古屋市名東区藤が丘162番地　藤ケ丘市街地住宅４棟401号
債務者　牧　　篤司
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０８号
名古屋市守山区大字中志段味字西原2802番地の４
債務者　伊藤　敦史
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６７号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目４番２号
債務者　細道　理志
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７１号
神戸市兵庫区切戸町６番18号　市営切戸住宅603号
債務者　濱野　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９号
福島県南相馬市原町区馬場字原20番地の12
債務者　安達　國重
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第８１号
福島県相馬市中村字砂子田550番地
債務者　池田　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２７７号
岐阜市安良田町３丁目24番地１
債務者　永田勇一こと　朴　　勇一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２５号
岐阜市粟野西５丁目128番地
債務者　吉野　裕貴
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９４号
岐阜県羽島市正木町須賀小松489番地
債務者　島村　昭治
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７０５号
岐阜市加野１丁目１番20号
債務者　脇若公巳男
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２９号
岐阜市北島７丁目11番14号
債務者　**澤**村　英子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岐阜地方裁判所